

労働関係助成金等

労働関係助成金等整理表

対象者	雇用支援		再就職支援
	一般	特定分野	一般
一般	1. 専門人材確保推進事業費補助金 3. 雇用調整助成金(賃金助成)	4. 職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース) 6. インターネット求人広告掲載支援事業(IT人材確保促進支援事業)	
建設事業主等			
解雇、倒産等で失業を余儀なくされた労働者等	14. 労働移動支援助成金(早期雇入れ支援)		14. 労働移動支援助成金(職業斡旋経費助成)
母子家庭の母等	5. 特定求職者雇用開発助成金(賃金助成) 10. トライアル雇用奨励金		
障がい者	2. 島根県特例子会社等設立支援事業助成金 5. 特定求職者雇用開発助成金(賃金助成) 7. 障害者作業施設設置等助成金(施設設置費等助成) 11. 障害者トライアル雇用奨励金 17. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 18. 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 19. 障害者雇用安定奨励金 20. 障害者職場復帰支援助成金 21. 障害者初回雇用奨励金		
若年者等	10. トライアル雇用奨励金 31. 三年以内既卒者等採用定着奨励金		
中高年齢者	5. 特定求職者雇用開発助成金(賃金助成) 10. トライアル雇用奨励金 12. 高年齢者雇用安定助成金 30. 生涯現役企業支援助成金		
過疎地域	13. 地域雇用開発奨励金(事業所設置・整備費用助成)		
その他	15. キャリアアップ助成金		

※事業の番号は掲載順である。

再就職支援 特定分野	能力開発	環境整備
6. インターネット求人広告掲載支援事業（IT人材確保促進支援事業）	24. キャリア形成促進助成金（訓練経費助成・賃金助成） 27. 認定職業訓練助成事業費補助金（認定職業訓練運営費助成）	16. 職場定着支援助成金（個別企業助成コース） 22. 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金） 27. 両立支援等助成金 29. 出産後職場復帰促進奨励金 32. 受動喫煙防止対策助成金 33. 職場意識改善助成金
	14. 労働移動支援助成金（訓練経費助成・賃金助成） 23. 建設労働者確保育成助成金	
		8. 障害者介助等助成金 9. 重度障害者等通勤対策助成金
		12. 高年齢者雇用安定助成金
	28. 伝統工芸雇用就業資金貸付金（研修教育費貸付）	30. しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

専門的・技術的人材を確保するために

専門人材確保推進事業費補助金

島根県内の中小企業等で必要とされる専門人材^{*1}を県外からのU・Jターンで確保することを支援するため、人材確保に要する経費を支援します。

- ※1 専門人材 雇用される企業等で必要とされる分野において、責任者などの実務経験を概ね3年以上有し、事業創出力強化等に寄与すると認められるもので次の要件を満たす者。
- ・補助対象事業者の役員^{3親等以内の親族でない}。
 - ・雇用される際の年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金の部分）又は役員報酬額が原則360万円以上。
- ※職務経歴・経験、県内企業等において担う役割などから、補助対象となるか否かを判断します。

●補助対象事業者

島根県内に事業所を有する中小企業事業主^{*2}

- ※2 中小企業事業主 次表の業種毎にア又はイを常態として満たす事業主

業種	ア 資本金の額又は出資の総額	イ 常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

●事業内容

補助対象事業者が県外からU・Jターン^{*3}する専門人材を確保するために支出した経費を補助。（消費税及び地方消費税の額を除く。）

- ※3 U・Jターン 島根県外居住の専門人材が就職に伴い島根県内に居住地を移転すること。

補助対象経費	補助率	補助限度額
人材紹介手数料（成功報酬部分に限る。）	1/2	100万円
移転費（県外居住地から県内居住地までの引越費用、赴任旅費）		20万円
視察旅費（家族分を含む。ただし、雇用した場合のみ対象とする。）		10万円

※平成28年4月1日から平成29年3月31日に支出したものに限り。

※移転費、視察旅費については補助対象事業者の規則等に支給根拠があり、総勘定元帳、領収書等の関係書類で支出内容が確認出来る必要がある。

お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課 雇用対策グループ

TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

障がい者雇用の拡大のために

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

- 対象者
県内で特例子会社の認定を受けた者又は重度障害者多数雇用事業所の設置を完了し操業を開始した者
- 対象経費
設立プラン策定に要する費用、先進企業の視察に要する経費、株式会社設立に要する経費、障がい者である従業員の採用に係る経費など
- 助成率
2 / 3 以内
- 助成限度額
300万円

お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課 雇用対策グループ
 TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150
 E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

雇用・人材

雇用の維持を図るために

雇用調整助成金

●対象者

- 1 労使間の協定に基づいて休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った雇用保険の適用事業の事業主で、売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 2 雇用保険被保険者等の雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業は10%を超えかつ4名以上）増加していないこと。
- 3 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

●事業内容

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

●助成内容

- 1 休業等（休業・教育訓練）の場合
休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。
教育訓練を実施した場合は、訓練経費として1人1日当たり、1,200円を加算。
ただし、教育訓練受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。
- 2 出向の場合
出向元事業主の負担額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

●その他

休業等又は出向を開始する日の2週間前までに、実施計画届を公共職業安定所に提出してください

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

雇用管理の改善に

職場定着支援助成金 (中小企業団体助成コース)

- 対象者
中小企業を構成員とする事業協同組合等
- 事業内容
構成中小企業者の労働環境の向上を目指して実施する事業の費用を助成します。
- 助成内容
要した費用の2/3（構成中小企業者数、事業内容に応じて限度額あり、1年間）〔年間600万円～1,000万円〕
- その他
中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」を作成し、知事の認定を受けることが必要です。

お問い合わせ

〔助成金の申請窓口〕

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021

〔改善計画の申請窓口〕

島根県商工労働部雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

高年齢者、障がい者等の就職が特に困難な者、又は
65歳以上の離職者の雇用機会の増大を図るために

特定求職者雇用開発助成金

1 特定就職困難者雇用開発助成金

●対象者

公共職業安定所、地方運輸局、職業紹介事業者（以下「公共職業安定所等」という。）の紹介により、特定就職困難者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

特定就職困難者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対象労働者		助成対象期間	支給額
短時間 以外労働者	高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	1年 （1年）	60万円 （50万円）
	身体・知的障がい者	2年 （1年）	120万円 （50万円）
	重度障がい者等（重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者）	3年 （1年6か月）	240万円 （100万円）
労働時間 短労働者	高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	1年 （1年）	40万円 （30万円）
	身体・知的・精神障がい者	2年 （1年）	80万円 （30万円）

（ ）は中小企業事業主以外に対する助成対象期間及び支給額です。

「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

特定就職困難者とは、

60歳以上の者、障がい者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者（65歳未満の者に限る。重度障がい者等以外の者は在職者を除く。）をいいます。

2 高年齢者雇用開発特別奨励金

●対象者

公共職業安定所等の紹介により、65歳以上の離職者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇入れた事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
短時間労働者以外	1年	70万円（60万円）
短時間労働者	1年	50万円（40万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

「65歳以上の離職者」の要件とは、

- ①雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者
- ②雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇入れられた者
- ③雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

3 被災者雇用開発助成金

●対象者

公共職業安定所等の紹介により、東日本大震災による被災離職者または被災地求職者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

被災離職者、被災地求職者を一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇入れた事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
短時間労働者以外	1年	60万円（50万円）
短時間労働者	1年	40万円（30万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

「被災離職者」及び「被災地求職者」とは、

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域等に居住していた者であって、離職後または震災後、安定した職業についていない者をいいます。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

即戦力となるIT人材の確保

IT人材確保促進支援事業 (インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント参加支援)

●事業内容

インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービス等を利用し、即戦力となるIT人材を確保する取組みを支援します。

●対象経費

下記の職業紹介事業者が提供する次のサービスに係る経費（ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は除く）

- (1) インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用料（一般紹介（登録）型のサービスに限る）
- (2) 求人・求職イベントへの参加料

●対象となるIT企業等

- (1) 対象となる県内IT企業

県内に事業所（本社、支社又は営業所）を有し、ソフトウェア開発を業とする企業

- (2) 対象となる職業紹介事業者

以下の条件を全て満たす者であること

ア 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者

イ インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行う又は合同企業説明会等の求人・求職イベントを開催する者。

ウ 上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者

- (3) 対象となるIT人材

ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者

●補助率等

- (1) 対象経費 400万円以下
- (2) 補助率 対象経費の1/2以内（補助上限額200万円）
- (3) 補助期間 平成28年度（単年度）

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 情報産業振興室
TEL 0852-22-5621 FAX 0852-22-5638

障がい者の雇い入れに

障害者作業施設設置等助成金

●事業内容

障がい者を常用労働者として雇入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がい克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするためのトイレ、スロープ等の附帯施設又は改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1. 第1種障害者作業施設設置等（設置・整備）

助成率：2／3

支給限度額：対象障がい者1人につき450万円（設備は150万円（中途障がい者の場合は450万円）ただし、同一事業所につき同一年度当たり4,500万円）

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

2. 第2種障害者作業施設設置等（賃借）

助成率：2／3

支給限度額：対象障がい者1人につき月13万円（設備は5万円（中途障がい者の場合は13万円））

支給期間：3年

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
 TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678
 厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
 TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

障がい者の雇い入れに

障害者介助等助成金

●事業内容

重度身体障がい者又は就職が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1. 職場介助者の配置又は委嘱

助成率：3／4

支給限度額：配置 1人月15万円

委嘱 1回1万円

(年150万円まで、事務的業務以外年24万円まで)

支給期間：10年

2. 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置

助成率：2／3

支給限度額：配置 1人月13万円

委嘱 1回9千円

(年135万円まで、事務的業務以外年22万円まで)

支給期間：5年

3. 手話通訳担当者の委嘱

助成率：3／4

支給限度額：委嘱 1回6千円

(支給対象障がい者の数が9人以下の場合年28万8千円まで、10人以上の場合は、10人ごとに28万8千円を加算した額以下)

支給期間：10年

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課

TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

障がい者の雇い入れに

重度障害者等通勤対策助成金

●事業内容

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1. 住宅の賃借

助成率：3／4

支給限度額：世帯用月10万円単身者用月6万円

支給期間：10年

2. 指導員の配置

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：配置1人につき月15万円

支給期間：10年

3. 住宅手当の支払

助成率：3／4

支給限度額：対象障がい者1人につき月6万円

支給期間：10年

4. 通勤用バスの購入

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：1台700万円

5. 通勤用バス運転従事者の委嘱

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：委嘱1回6千円

支給期間：10年

6. 通勤援助者の委嘱

助成率：3 / 4

支給限度額：委嘱費は委嘱1回につき2千円交通費は1つの受給資格認定につき3万円

支給期間：1ヵ月間

7. 駐車場の賃借

助成率：3 / 4

支給限度額：対象障がい者1人につき月5万円

支給期間：10年

8. 通勤用自動車の購入

助成率：3 / 4

支給限度額：1台150万円(1級又は2級の両上肢障がい1台250万円)

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課

TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用奨励金

●対象者

事前にトライアル雇用求人を経営安定所等に提出し、次のいずれかの要件を満たし、かつ、紹介日にトライアル雇用を希望している者を、公共職業安定所等の紹介により試行的に雇用する雇用保険の適用事業主。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する者
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業についていない者
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている者
- ⑤ 妊娠・出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する者（母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等）

●事業内容

職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者（上記①～⑥）について、これらの者を一定期間試用雇用（原則3か月）することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●助成内容

支給額・・・対象労働者1人につき月額40,000円（最大3か月）
ただし、対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、あるいは若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象労働者を雇い入れた場合は、1人につき月額50,000円（最大3か月）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

一定期間試用雇用することにより、求人者と求職者の相互理解を促進します

障害者トライアル雇用奨励金

障がい者雇用の経験が乏しいことなどの理由により障がい者の雇入れに躊躇している事業主が、職業経験、技能、知識等から就職が困難な障がい者を一定期間試用雇用することにより、求人者及び求職者の相互理解を促進することを通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●対象事業主

- ①雇用保険の適用事業主であること。
- ②トライアル雇用対象者を過去3年間に雇用又は職場適応訓練を行っていないこと。
- ③労働者名簿、賃金台帳、出勤簿が備えられている事業主であること。

●対象労働者

- ①経験のない職種又は業務に就くため適性や職場適応を見極めることが必要である障がい者
- ②重度障がい者等、就職や職場適応に当たって段階的な就業が必要である障がい者
- ③短期間の就業及び転職を繰り返しており、適性や職場適応を見極めることが必要である障がい者
- ④繰り返し紹介を行っているが採用に結びつかず、実際の職場での雇用場面を通じて、適性や職場適応を見極めることが必要である障がい者
- ⑤週20時間以上の就業が直ちには困難であり、雇入れ当初は週20時間未満の短時間トライアル雇用が必要である精神障がい者又は発達障がい者

●支給額

奨励金の種類	トライアル雇用期間等	支給額 (就労日数により減額あり)
トライアル雇用	原則3か月（週20時間以上）	月額4万円
短時間トライアル雇用	原則3か月以上12か月以内 （週10時間以上20時間未満）	月額2万円

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために

高齢者雇用安定助成金

(1) 高齢者活用促進コース（高齢者の雇用の環境整備支援）

● 高齢者活用促進の措置

- ① 新分野への進出等
- ② 機械設備の導入等
- ③ 高齢者の雇用管理制度の導入等
- ④ 健康管理制度の導入

人間ドック又は生活習慣病予防検診制度を導入した場合、コンサルタントへの依頼等に要した費用について30万円を要したものとみなします。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

⑤ 定年の引き上げ等

※ 次のいずれかの措置を講じた場合に100万円のみなし費用の対象となります。

- ・ 66歳以上への定年の引上げ
- ・ 定年の定め廃止
- ・ 65歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

● 助成額

①～⑤に係る環境整備計画の実施に要した費用の額の2/3（中小企業以外1/2）
※ 60歳以上の雇用者1人当たり20万円上限（上限1,000万円）

※ ただし、以下のいずれかの事業主の場合は60歳以上の雇用者1人当たり30万円上限

- a 建設・製造・医療・保育・介護の分野に係る事業を営む事業主
- b 65歳以上の高齢者（高齢継続被保険者）の雇用割合が4%以上の事業主
- c 高齢者活用促進の措置のうち「機械設備の導入等」を実施した事業主

(2) 高齢者無期雇用転換コース

● 助成内容

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して、その人数に応じて助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

● 助成額

対象者1人につき50万円（中小企業以外は1人につき40万円）

ただし、1支給申請年度あたりの上限は10人とします。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

過疎地域での雇用拡大に

地域雇用開発奨励金

●対象者

若年層・壮年層の流出の著しい地域であって厚生労働大臣が指定する地域（過疎等雇用改善地域）において、雇用開発に取り組む雇用保険の適用事業の事業主。

●事業内容

過疎等雇用改善地域に事業所を設置又は整備し、併せて公共職業安定所等の紹介によりその地域に居住する求職者等を雇入れる事業主に対して、雇入れた労働者の人数及び事業所の設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成します。

●助成内容

地域雇用開発奨励金

事業所の設置・整備及び労働者の雇入れに関する計画書を公共職業安定所長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（完了届）を提出した日（完了日）までの間（最大1年6か月）に、雇い入れた労働者が3人（創業の場合は2人）以上、かつ、事業所の設置・整備に要した費用が300万円以上のものについて支援します。

支給期間・・・1年ごとに最大3年間（3回）支給

支給額・・・50万円～800万円（1回あたり）

※創業と認められる場合または中小企業の場合は、支給額の1/2を第1回に上乗せ支給。（両者に該当する場合は、1回目の支給時に同額を上乗せ）

●その他

県内の過疎等雇用改善地域は次のとおりです。

松江市（旧八束郡美保関町の区域）、出雲市（旧簸川郡佐田町、旧同郡多伎町の区域）、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

「失業なき労働移動」円滑化のために

労働移動支援助成金

1 再就職支援奨励金

●事業内容

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託し、対象労働者の離職日から6か月（45歳以上は9か月）以内に再就職が実現した場合に、その支援を委託したり、求職活動のための休暇を付与する事業主に対して助成します。

●支給額

1. 再就職支援		A. 再就職支援委託時：10万円 B. 再就職実現時の助成率 中小企業：2/3（45歳以上4/5） 中小企業以外：1/2（45歳以上2/3）
	訓練	6万円/月 ※再就職実現時のみ
	グループワーク	3回以上実施で1万円を上乗せ ※再就職実現時のみ
2. 休暇付与支援		中小企業：8千円/日、中小企業以外：5千円/日 ※再就職実現時のみ

●その他

対象労働者について、「再就職援助計画」又は「求職活動支援書」の対象となっていることが必要です。

2 受入れ人材育成支援奨励金

●事業内容

再就職援助計画等の対象となった労働者を早期に期間の定めのない労働者として雇入れた事業主に対して助成します。

また、再就職援助計画等の対象となった労働者の雇い入れによる労働者の受入れを行い、その労働者に対して訓練（Off-JTのみ、又はOff-JT及びOJT）を行った事業主に対して助成します。

●支給額

(1) 早期雇入れ支援

支給対象者1人につき40万円

(2) 人材育成支援

1. Off-JT	
賃金助成	支給対象者1人1時間あたり800円
経費助成	実質相当額（上限30万円）
2. OJT	
実施助成	支給対象者1人1時間あたり700円

●その他

①早期雇入れ支援については、対象労働者を離職日の翌日から3か月以内に雇入れ、かつ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる場合に支給対象となります。

②人材育成支援については、実施期間が1年以内の職業訓練計画を作成し、当該計画の開始日の前日から起算して1か月前までに受給資格認定申請手続きが必要となります。

③対象労働者について、「再就職援助計画」又は「求職活動支援書」の対象となっていることが必要です。

3 キャリア希望実現支援助成金

●事業内容

65歳を超えて働くことができる事業所において、中高年労働者（40～59歳）を移籍により、期間の定めのない労働者として受け入れた事業主に対して助成します。

また、他の事業所から移籍若しくは在籍出向から移籍への切り換えによっ

て、期間の定めのない労働者として受け入れ、その労働者に対して訓練(Off-JTのみ、又はOff-JT及びOJT)を行った事業主に対して助成します。

●支給額

- (1) 生涯現役移籍受入支援
支給対象者1人につき40万円
- (2) 移籍人材育成支援

1. Off-JT	
賃金助成	支給対象者1人1時間あたり800円
経費助成	実質相当額(上限30万円)
2. OJT	
実施助成	支給対象者1人1時間あたり700円

●その他

- ①生涯現役移籍受入支援については、希望する者全員65歳を超えて雇用する制度を整備した事業主であることが必要です。
- ②移籍人材育成支援については、実施期間が1年以内の職業訓練計画を作成し、当該計画の開始日の前日から起算して1か月前までに受給資格認定申請手続きが必要となります。

お問い合わせ

各公共職業安定所(ハローワーク)
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者などの企業内でのキャリアアップに取り組む事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金が変わります

～コースの区分の統合など主な変更点のご案内～【平成28年4月1日改正分】

※（ ）内は中小企業以外の額です。

1. コース区分の変更

○これまでの6コースを3コースに整理統合

①正規雇用等転換コース
②多様な正社員コース

③人材育成コース

④処遇改善コース

⑤健康管理コース
⑥短時間労働者の過所定
労働時間延長コース

改正

①正社員化コース

②人材育成コース

③処遇改善コース
a 賃金テーブル改定
b 共通処遇推進制度
(a)健康診断制度
(b)賃金テーブル共通化
c 短時間労働者の労働時間延長

2. 正社員化コース

- 正規雇用労働者の短時間正社員への転換又は短時間正社員の新規雇入れを実施した場合の助成を廃止 **廃止**
- 平成28年3月31日まで暫定的に拡充していた助成額等を恒久化 **拡充**

3. 処遇改善コース

- 対象人数が11人未満の場合、一定の人数区分で助成額を定額化 **一部拡充**
 <全ての賃金テーブル改定> [拡充前1人当たり3万円(2万円)]
 1～3人：10万円(7.5万円) 4～6人：20万円(15万円)
 7～10人：30万円(20万円) 11～100人：3万円(2万円)×人数
- <雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定> [拡充前1人当たり1.5万円(1万円)]
 1～3人：5万円(3.5万円) 4～6人：10万円(7.5万円)
 7～10人：15万円(10万円) 11～100人：1.5万円(1万円)×人数
- 共通処遇推進制度 **一部廃止** **一部新規**
 - ・生活習慣病予防検診の制度を新たに規定し実施した場合の助成を廃止
 - ・正規雇用労働者と非正規雇用労働者との共通の賃金テーブルを新たに設け、適用した場合に1事業所当たり60万円(45万円)を助成
- 短時間労働者の労働時間を延長した場合の助成額等を拡充 **拡充**
 1人当たり20万円(15万円) ※1年度1事業所当たり15人が上限
 [拡充前1人当たり10万円(7.5万円) ※1年度1事業所当たり10人が上限]

キャリアアップ助成金のコース一覧【平成28年4月1日現在】

助成内容	助成内容	助成額（ ）は中小企業以外の額
<p>1 正社員化コース</p> <p>有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・ 多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用した場合</p>		<p>①有期→正規：1人当たり60万円（45万円） ②有期→無期：1人当たり30万円（22.5万円） ③無期→正規：1人当たり30万円（22.5万円） ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり40万円（30万円） ⑤無期→多様な正社員：1人当たり10万円（7.5万円） ⑥多様な正社員→正規：1人当たり20万円（15万円） ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算</p>
<p>2 人材育成コース</p> <p>有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練（Off-JT） ・ 有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT） ・ 中長期的キャリア形成訓練（専門的・実践的な教育訓練（Off-JT）を行った場合</p>		<p>Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり800円（500円） 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合）最大50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり800円（700円）</p>
<p>3 処遇改善コース</p> <p>有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用した場合 ③ 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合</p>		<p>①賃金テーブル改定 ・ すべての賃金テーブル改定： 対象労働者数が 1～3人：10万円（7.5万円） 4～6人：20万円（15万円） 7～10人：30万円（20万円） 11～100人：3万円（2万円）×人数 ・ 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 対象労働者数が 1～3人：5万円（3.5万円） 4～6人：10万円（7.5万円） 7～10人：15万円（10万円） 11～100人：1.5万円（1万円）×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算 ②共通処遇推進制度 ・ 法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施：1事業所当たり40万円（30万円） ・ 共通の賃金テーブルの導入・適用：1事業所当たり60万円（45万円） ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長：1人当たり20万円（15万円）</p>

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 地方訓練受講者支援室
TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025

新たに雇用管理制度の導入・適用を行う事業主へ

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)

雇用管理改善(魅力ある職場づくり)を通じて、従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成を行うことにより、労働者の職場定着を促進させ、人材不足の解消、魅力的な雇用創出を図ることを目的としています。

また、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ「雇用管理制度整備計画」を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

1 雇用管理制度助成【対象事業主：全ての事業主】

(1) 制度導入助成(最大40万円)

導入する制度に応じて、以下の①～④の合計額を助成

- ①評価・処遇制度：10万円 ②研修制度：10万円
③健康づくり制度：10万円 ④メンター制度：10万円

(2) 目標達成助成(60万円)

事業実施前に策定する雇用管理制度整備計画において、制度導入による効果として、計画期間終了から1年経過後の離職率の低下に係る目標の設定を義務付け、当該目標を達成できた場合に、(1)の助成に加え60万円を助成する。

2 介護福祉機器等助成【対象事業主：介護関連事業主】

介護福祉機器等を導入・運用し、導入効果の把握を行い一定の基準を上回る改善が見られた場合に、導入等に要した額の1/2を助成(上限300万円)

3 介護労働者雇用管理制度助成【対象事業主：介護関連事業主】

(1) 制度導入助成

賃金制度を導入(賃金テーブルの設定等)した場合に、50万円を助成。

(2) 目標達成助成

上記1(2)と同様、計画期間終了から1年経過後の離職率の低下に係る目標を達成できた場合に、(1)の助成に加え60万円を助成。また、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合、さらに90万円を助成。

お問い合わせ

各公共職業安定所(ハローワーク)

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

発達障害者又は難治性疾患患者を雇用する企業のために

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

●対象者

公共職業安定所等の紹介により、発達障がい者又は難治性疾患患者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

発達障がい者又は難治性疾患患者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められ、対象労働者の雇用状況の報告をする事業者に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額		支給回数
短時間労働者 以外の者	中小企業以外	1年間	第1期25万円	第2期25万円	2回
	中小企業	2年間	第1期30万円 第3期30万円	第2期30万円 第4期30万円	4回
短時間労働者	中小企業以外	1年間	第1期15万円	第2期15万円	2回
	中小企業	2年間	第1期20万円 第3期20万円	第2期30万円 第4期20万円	4回

●その他

雇用状況の報告とは、

発達障がい者については、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱える場合が多く、これらは仕事をする上で重要な能力であることから就職及び職場定着に至らない者が少なくない状況にあります。

また、難治性疾患患者は、疾患が慢性化しており十分に働くことができる場合もあるにもかかわらず、就労に当たっては様々な制限・困難に直面している状況にあります。このため、対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について報告することを求めています。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

中小企業の事業所の施設設備を支援するために

中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

新たに設置・整備した事業所において重度身体障害者、知的障がい者（養育手帳の交付を受けている者又は児童相談所等による判定を受けている者に限る。）又は精神障がい者（精神保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を常時雇用する労働者として10人以上雇入れるとともに、当該事業所の施設又は整設備の設置、整備（工事費用又は購入費用について、契約1件あたり20万円以上で、その費用の合計額が3,000万円以上のものに限る。）を行った事業主に対し、助成金を支給します。

支給対象期間は、対象労働者の雇入れ及び施設等の設置等が完了した日（賃金締切日が定められている場合はその翌日）から起算した6か月を第1期支給対象期とし、以後は、1年ごとに第2期、第3期として支給します。なお、支給額は、以下のとおりです。

設置・設備に 要した費用	対象労働者数			
	10～14人		15人以上	
	第1期	第2、3期	第1期	第2、3期
3,000万円以上 4,500万円未満	1,000万円 (1,440万円)	500万円 (180万円)	1,000万円 (1,440万円)	500万円 (180万円)
4,500万円以上	1,000万円 1,440万円)	500万円 (180万円)	1,500万円 (2,160万円)	750万円 (270万円)

※事業主の希望により、下段（ ）内の支給額を選択することも可能です。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

障がい者の職場定着を行う事業主を支援するために

障害者雇用安定奨励金

障がい者の雇用を促進するとともに職場適応・定着に課題を抱える障がい者に対し職場定着を図るため、専門家による計画的かつ重点的な支援を行うため、職場支援員（障がい者支援に係る資格・経験を有する者）の配置又は職場適応援助者（ジョブコーチ）の支援を行う事業主に支給されます。

①障害者職場定着支援奨励金

- ・対象者
対象障がい者を公共職業安定所等の紹介により雇用した日から6か月以内に職場支援員（障害者の支援に係る資格・経験等を有する者）を雇用契約等により、配置し支援する事業主
- ・支給対象期間
対象労働者の雇入れ又は職場支援員の配置日のいずれか遅い日から最初の6か月を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期（第5期、第6期は精神障がい者のみ）
- ・支給額

対象労働者の区分	中小企業事業主以外の事業主	中小企業事業主
イ 短時間労働者以外の者の場合	3万円/月	4万円/月
ロ 短時間労働者の場合	1万5千円/月	2万円/月

②障がい者職場適応援助促進助成金

障がい者の職場定着を図るために、職場適応援助者が訪問支援を行う場合の訪問型職場適応援助促進助成金と、企業が職場援助者を雇用し支援に当たらせる場合の企業在籍型職場適応援助促進助成金の2種類からなります。

●訪問型職場適応援助促進助成金

- ・支給対象期
申請に係る施設ごとに支援計画に基づいて支援開始日から3か月を最初の支給対象期とし、最長1年8か月、精神障がい者の場合は最長2年8か月
- ・支給額
1日の支援時間が4時間未満の場合、1日につき8,000円を支給
1日の支援時間が4時間以上の場合、1日につき16,000円を支給

●企業在籍型職場適応援助促進助成金

- ・支給対象期
1回の支援計画は最長6か月であり、支援計画の期間が支給対象期間となります。
- ・支給額

	中小企業事業主以外の事業主	中小企業事業主
短時間労働者以外の者	6万円/月	8万円/月
短時間労働者	3万円/月	4万円/月

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

障がい者の職場復帰・継続雇用を行う事業主を支援するために

障害者職場復帰支援助成金

●対象者

雇用する労働者が事故や難病等の発症により中途障がい者となった場合、療養のため休職を余儀なくされ、医師の意見書において、3か月以上の連続した期間を療養のための休職が必要とされた者で、その後職場復帰した者に対し本人の能力に合わせた職域開発や能力開発、その他職場復帰のために必要な措置を講じて、中途障がい者の雇用を継続した事業主に支給されます。

●支給額

支給対象事業主	第1期 支給額	第2期 支給額	支給総額	支給回数
中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円	50万円	2回
中小企業事業主	35万円	35万円	70万円	2回

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

初めて障がい者を雇用する中小企業のために

障害者初回雇用奨励金

障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がいで手帳等の交付を受けている者）の雇用経験（過去3年以内に障害者の雇用実績のない事業主）のない中小企業（50人～300人の事業主、除外率が適用される場合は控除後の労働者数）において、公共職業安定所等の紹介により上記障がい者を継続して雇用し、法定雇用障がい者数以上となった場合に支給されます。

支給額は1人目の対象労働者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に法定雇用率を達成し、奨励金の支給後も継続して雇用（雇用期間が継続して2年以上であること）されることが確実であると認められる事業主に対し、120万円が支給されます。

ただし、就労継続支援A型の事業を実施している事業主は対象となりません。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業事業主を支援するために

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業場の最も低い時間給を、60円以上引き上げる中小企業に対して、賃金引上げのための業務改善を支援します。

●対象者

島根県内の中小企業事業主

●事業内容

事業場内で最も低い時間給又は時間換算額を60円以上引き上げる賃金引上計画を策定し、引き上げを実施するとともに、労働者の意見を聴取の上、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施するために要した経費を助成します。

●助成内容

・対象経費

上記事業内容に掲げる経費の内、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等購入費、試作・実験費、造作費及び委託費

・交付額（上限額が100万円）

上記対象経費の実支出額の2分の1（企業全体で30名以下の事業場は4分の3）

●その他

賃金引上計画及び業務改善計画を策定し、事前に島根労働局の審査・承認を受けることが必要です。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

建設労働者の雇用改善、技術の向上を行う中小建設事業主等を支援するために

建設労働者確保育成助成金

● 建設事業主助成

1 雇用管理改善制度の導入支援

制度導入助成 各制度ごと10万円 (1)

目標達成助成 定着改善60万円 (2)

+入職改善60万円 (3)

※(1)(2)は、職場定着支援助成金(個別企業助成コース)に統合されました。(P127参照)

※(3)は、(1)と(2)の支給決定をうけた建設事業主が、本助成コースが定める若年労働者の入職率に係る目標を達成した場合に助成。

○評価・処遇制度、研修体系制度、健康づくり制度、メンター制度

2 若年者及び女性に魅力ある職場づくり支援

【経費の2/3(大企業は1/2)、200万円を上限】

建設事業主が若年労働者や女性の入職や定着を図るため、「魅力ある職場づくり」につながる取組みを実施した場合の助成。(中小企業以外も対象)

○建労法に基づき雇用管理を行う雇用管理責任者の知識の取得・向上への取組み

○事業所見学や体験実習、インターンシップの実施など建設業の魅力を若者に伝える取組みや出産・育児支援セミナーの開催など

3 建設技能の向上支援

【経費：9割または8割(大企業は女性を対象とする場合のみ5割)、1人あたり10万円を上限】

【賃金：1人1日8,000円(中小企業のみ)】

建設事業主が若年労働者を育成するとともに、熟練技能の維持・継承を図るため、キャリアに応じた訓練を実施した場合の助成。

○建設業務に必要な基本技術の習得や技術の向上、重機免許等の取得に資する訓練(職業訓練校における建築施行系や土木系訓練、安衛法に基づく車両系建設機械運転講習や能開法に基づく技能検定試験の事前講習等)

○熟練技能を伝承する立場となる職長や基幹技能者の養成に資する訓練など

4 認定訓練の実施を支援

【経費：補助対象経費の1/6、賃金：1人1日5,000円】

○職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成。

5 登録基幹技能者の処遇向上支援

【対象者 1 人当たり年間10万円（最大3年まで）】

- 「登録基幹技能者」の賃金または資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げた場合に助成。

6 女性専用の作業員施設等整備の支援 【経費の2/3】

- 建設現場において女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成。

●事業主団体助成

若年者及び女性に魅力ある職場づくり支援

【経費の1/2又は2/3、団体規模に応じて上限1,000万円～2,000万円。】

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図るため、「魅力ある職場づくり」につながる取組みとして建設事業主団体が構成建設事業主のために雇用管理改善事業を実施した場合の助成。

- 調査・事業計画策定事業
 - ・事業推進委員会を開催し、事業の具体的な計画の策定、効果検証を行う事業
 - ・雇用管理改善の課題を把握するための調査
 - …雇用管理実態調査、従業員意識調査
- 入職・職場定着事業等
 - ・建設業の魅力若者に伝えるなど、人材確保、職場定着に係る諸問題の改善を図る事業
 - …学生や教員に対する見学会や体験学習・インターシップ等
 - 入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会
 - 評価処遇（キャリアパス）制度のモデル作成、社会保険加入促進講習会 など

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために

キャリア形成促進助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額等 注：() 内は中小企業以外
①雇用型訓練コース (☆) → 訓練効果の高い雇用型訓練について助成率を上乗せ			
・ 特定分野認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	・ 建設業、製造業、情報通信業が実施する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	経費助成： ・ 特定分野認定実習併用職業訓練 → 2/3 (1/2)
・ 認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業	・ 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 (大学院等と連携した雇用型訓練について既に雇用している正社員も対象)	・ 認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練 → 1/2 (1/3) 賃金助成：800 (400) 円 OJT実施助成：700 (400) 円
・ 中高年齢者雇用型訓練	中小企業以外 中小企業	・ 中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練	
②重点訓練コース (☆) → 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について助成			
・ 若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	・ 採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：1/2 (1/3) 賃金助成：800 (400) 円 ※ 育休中等に係る訓練の場合 【2/3 (1/2) *】
・ 熟練技能育成・承継訓練		・ 熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
・ 成長分野等・グローバル人材育成訓練		・ 成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	
・ 中長期的キャリア形成訓練		・ 厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座	
・ 育休中・復職後等人材育成訓練		・ 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 (訓練時間10時間以上、一定の場合に所定労働時間外の訓練も助成対象)	
③一般型訓練コース			
・ 一般企業型訓練	中小企業	・ ①、②以外の訓練 ・ 定期的なキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック等)の実施(※1)を要件化する。	経費助成：1/3 賃金助成：400円
・ 一般団体型訓練	事業主団体等	・ 事業主団体等が行う訓練	経費助成：1/2 【2/3*】 ※ 育休中等に係る訓練の場合
④制度導入コース → キャリア開発の効果特に高い制度導入に定額助成			
・ 教育訓練・職業能力評価制度	中小企業以外 中小企業	・ 従業員に対する教育訓練が職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成	50万円 (25万円)
・ セルフ・キャリアドック制度		・ セルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成	
・ 技能検定合格報奨金制度		・ 技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	
・ 教育訓練休暇等制度		・ 教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成	
・ 社内検定制度		・ 社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	
・ 事業主団体助成制度	事業主団体等	・ 従業員に対し教育訓練が職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成	2/3

(☆付きコース対象) 若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ

(各事業主向けコース共通) 講師招聘に係る旅費等の経費を助成対象に追加

*1 実施者の資格、就業規則の定め等は必要としないもの

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局職業安定部 地方訓練受講者支援室
TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025
各公共職業安定所 (ハローワーク)

認定職業訓練を実施するために

認定職業訓練助成事業費補助金

- 対象者
認定職業訓練を行う中小企業事業主、中小企業事業主の団体若しくはその連合団体又は職業訓練法人等
- 事業内容
職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）の運営に要する経費の一部を補助
- 補助内容
補助対象経費
集合して学科又は実技の訓練を行う場合に要する経費で、運営費、施設・設備費が対象
- 補助率
補助対象経費の2 / 3以内

お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課 産業人材育成グループ
TEL 0852-22-5299 FAX 0852-22-6150

伝統の技術・技法を受け継ぐ後継者の確保、育成のために

伝統工芸雇用就業資金貸付金

- 対象者
知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者
- 事業内容
伝統工芸品製造の後継者の確保・育成を促進し、県内の伝統工芸品を承継していくため、島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対し、研修教育費の貸付を行います。
- 貸付内容
後継者育成計画の認定を条件に、(一社)島根県物産協会を通して、研修教育費(最長3年間、1人当たり月5万円)を無利子で貸付します。
一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。

お問い合わせ

(一社)島根県物産協会

TEL 0852-22-5758

島根県しまねブランド推進課

TEL 0852-22-6397

FAX 0852-25-6785

物産企画グループ

FAX 0852-22-6859

仕事と子育てや介護を両立できる環境整備を支援するために

両立支援等助成金

①出生時両立支援助成金（仮称）

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に子の出産後8週間以内に開始する14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業を取得させた事業主に助成します。

●助成内容（助成額）

中小企業	取組及び育児休業1人目	：60万円
	2人目以降	：15万円
大企業	取組及び育児休業1人目	：30万円
	2人目以降	：15万円

（支給対象となるのは、1年度に1人まで）

※過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。

②介護支援取組助成金（仮称）

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

仕事と介護の両立支援を推進するため、社内アンケートと社内研修等の実施、相談窓口の設置及び周知など厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組を行った事業主に助成します。

●助成内容（助成額）

1企業1回のみ：60万円

③中小企業両立支援助成金：代替要員確保コース

●対象者

中小企業事業主※

●事業内容

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した事業主に助成します。

●助成内容（助成額）

育児休業取得者1人当たり 50万円

（育児休業取得者が期間雇用者の場合10万円加算。当該期間雇用者が正社員

又は無期雇用者として復帰した場合はさらに10万円加算)

●支給対象期間

最初の支給対象労働者の原職等復帰日から起算し6か月経過日の翌日から5年以内（くるみん取得事業主の場合は、6か月経過日が平成37年3月31日までの育児休業取得者が対象）

④中小企業両立支援助成金：期間雇用者継続就業支援コース（経過措置）

●対象者

中小企業事業主※

●事業内容

本助成金は、平成27年度で終了する予定です。平成28年3月31日までに育児休業を6か月以上利用した期間雇用者を原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した事業主に助成します。

●助成内容（助成額）

1人目 40万円 2人目から5人目まで 1人当たり15万円
（正社員として復帰させた場合、1人目に対して10万円、2人目から5人目までなら1人当たり5万円の加算）

⑤中小企業両立支援助成金：育休復帰支援プランコース

●対象者

中小企業事業主※

●事業内容及び助成内容（助成額）

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育児休業を取得した場合及び復帰した場合、事業主に助成します。

育児休業取得時 30万円

職場復帰時 30万円

1企業当たり2人まで（期間の定めのない労働者1人、期間雇用者1人）

*28年度の後半からは、介護休業についても対象とする予定です。

※中小企業事業主の範囲については島根労働局雇用環境・均等室にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

雇用・人材

事業所のドナー休暇制度導入を支援します

しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

●事業内容

ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境を整備することを目的として、ドナーが従事する事業所に対して、骨髄等の提供に要するドナーの休暇期間について、人件費相当を助成します。

●対象事業所及び支給要件

ドナーが従事する県内事業所で、以下のいずれも満たすもの

- ①従業員の骨髄等の提供に際して要する入通院に対して有給による休暇（通常の有給休暇を除く）を付与した場合
- ②就業規則等において、①の休暇が「ドナー休暇」などの名称で位置付けられている場合又は新たに位置付けた場合

●助成金

対象有給休暇付与日数×7,000円 上限：49,000（7日分）

支給要件・支給手続き等の詳細については、下記お問い合わせにご連絡ください。

お問い合わせ

(公財)ヘルスサイエンスセンター島根 しまねまごころバンク
〒693-0021 島根県出雲市塩冶町223-7
TEL 0853-22-2556 FAX 0853-25-8823
ホームページ <http://www.hsc-shimane.jp/60.html>

出産後も働きつづけられる環境づくりを支援するために

出産後職場復帰促進奨励金 (中小・小規模事業者出産後職場復帰促進事業)

従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、中小・小規模事業者での継続雇用の拡大を図ります。

●事業内容

中小企業等事業主に対して、従業員が出産後復職し、職場復帰後3ヶ月以上の勤務をした場合、奨励金を支給します。

(1) 対象企業

従業員数が50人未満の事業者

(2) 対象従業員

出産後平成28年1月1日以降に職場復帰した従業員
パート等、就業形態は問わない

(3) 支給額

- ① 育児休業取得期間3ヶ月以上 20万円/人
- ② ①以外の職場復帰 10万円/人

お問い合わせ

松江商工会議所 TEL 0852-32-0506

島根県商工会連合会(本所) TEL 0852-21-0651
(石見事務所) TEL 0855-22-3590

島根県商工労働部雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5298 FAX 0852-22-6150

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

中高年齢者の起業による中高年齢者の雇用機会の創出のために

生涯現役企業支援助成金

中高年齢者が、起業（いわゆるベンチャー企業の創業）にあたって必要となる、募集・採用や教育訓練の経費の一部（人件費等を除く。）を助成することにより、中高年齢者の雇用機会の創出を図ることを目的としています。

助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ「雇用創出措置に係る計画書」を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

なお、雇用創出措置に係る計画書の提出の際には特定創業支援事業の支援を受けていることの証明が必要です。

- 1 計画期間
12カ月以内
- 2 計画期間の雇入れ人数
60歳以上の対象労働者を2名以上、又は40歳以上60歳未満の対象労働者を3人以上
- 3 助成額等
 - (1) 起業者が高年齢者（60歳以上の者）
助成率2／3、上限200万円
 - (2) 起業者が上記以外の者（40歳から60歳未満の者）
助成率1／2、上限150万円

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

学校等の既卒者か中退者が応募可能な新卒求人申し込みや募集を新たに行う事業主へ

三年以内既卒者等採用定着奨励金

●対象者

学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人申し込みまたは募集を新たに行い、次の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者を採用し、採用後一定期間定着させた事業主

- ①学校（小学校および幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者
- ②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

●事業内容

中小企業を中心に、若者の人材確保が困難な状況が続いているものの、既卒者や中退者を新規学卒卒で受け入れることについては、ノウハウの不足などにより消極的な面が見られます。

このため、新規学卒卒で既卒者や中退者を採用・育成する事業主に対し、奨励金を支給することにより、既卒者及び中退者の応募機会の拡大並びに企業の人材確保の支援を図ることを目的としています。

●助成内容

企業区分	対象者 (コース名)	1人目			2人目		
		1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
中小企業	既卒者等 コース	50万円	10万円	10万円	15万円	10万円	10万円
	高校中退 者コース	60万円	10万円	10万円	25万円	10万円	10万円
中小企業 以外	既卒者等 コース	35万円	—	—	—	—	—
	高校中退 者コース	40万円	—	—	—	—	—
認定企業	全 て の コ ー ス	10万円 加算	—	—	10万円 加算	—	—

※認定企業：若者雇用促進法に基づく認定企業（コースエール認定企業）

●その他

これまでに既卒者の応募を可としていた企業については、支給対象としていないため、新卒求人の申込みまたは募集を行う際に、当該求人・募集前3年度間の新卒者を対象とした求人票または募集要項等の提出が必要となります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業安定課
TEL 0852-20-7018 FAX 0852-20-7025

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

受動喫煙防止対策助成金

●事業内容

喫煙室の設置などにかかる設備・工事費用の半額（上限額200万円）を助成します。

助成の対象となる措置は次の①から③までであり、組み合わせても構いません。

①喫煙室の設置・改修

②屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修（①と②はすべての業種が助成対象です）

③換気装置の設置など（③は宿泊業・飲食店のみが助成対象です）

●対象となる事業主

次の(1)から(3)までのすべてを満たす事業主

(1) 労働者災害補償保険の適用事業主（年度更新書類の写しを提出いただきます）

(2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

労働者数が資本金のどちらか一方を満たせば、中小企業事業主となります。

業種	業種	労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

(3) 喫煙室等の措置区域以外の区域を禁煙とする事業主

●その他

- ・助成は1事業場につき1回です。工事着手前に申請いただく必要があります。
- ・2か所以上の喫煙室等の設置を検討される場合は1件の申請にまとめてください。
- ・詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局 労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157 FAX 0852-31-1163

労働時間等の設定の改善により、仕事と生活の調査に取り組む
中小企業事業主の皆様へ

職場意識改善助成金

職場環境改善コース（職）、所定労働時間短縮コース（所）、時間外労働上限設定コース（時）、テレワークコース（テ）の4コースがあります。

●対象：中小企業事業主

（職）年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下、かつ、月間平均所定外労働時間が10時間以上

（所）常時10人未満の労働者を使用する次の4業種（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業）のうち、所定労働時間が週40時間を超え、週44時間以下の事業場を有している

（時）現に「36協定に定める労働時間の延長の限度等に関する基準（限度基準※）を超える協定（特別条項）を締結している

※月45時間、年360時間等

（特別条項を廃止したことがある場合、告示に定める適用除外の事業、または業務を行う事業主は除く）

（テ）テレワークを新規で導入（試行的に導入している事業主も対象）

●助成内容

1. 支給対象となる以下の取組のうち、いずれか1つ以上を実施してください。

- （共通）①労務管理担当者や労働者に対する研修、周知、啓発
②外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング
③就業規則・労使協定等の作成・変更

（職・所・時）労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運用記録計、テレワーク用通信機器、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（テレワーク）テレワーク用通信機器の導入・運用・保守サポート料、通信費クラウドサービス使用料

※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

（職） a. 年休所得日数を年間平均4日以上増加させる

b. 所定外労働時間を月間平均5時間以上削減させる

（所）指定事業場の週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする

(時) 労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行う

(テ) ①かつ②

①対象労働者全員に終日在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを1回以上実施する

②対象労働者が終日在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を1日以上とする

3. 支給額

1の実施に要した対象経費の一部を2の達成状況に応じて支給します

コース	(職)			(所)	(時)	(テ)	
	a.bともに達成	aまたはbの一方達成	どちらも未達成	達成	達成	達成	未達成
補助率	3/4	5/8	1/2	3/4	3/4	3/4	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円	50万円	50万円	150万円	100万円

※(職)における助成内容として「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新」につきましては、成果目標a、bをいずれも達成した場合のみ支給対象となります。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

(職)(所)(時) TEL 0852-31-1161

0852-20-7007

FAX 0852-31-1505

0852-20-7026

テレワーク相談センター

(テレワーク) TEL 0120-91-6479

女性活躍

女性の能力と発想を企業の力に

しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金

●事業内容

県内企業・団体における女性活躍推進に向けた取組みを促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる優良な取組みを支援します。

●補助対象事業者及び補助対象経費等

区分	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業費額	補助率	補助期間
企業支援事業	○次のいずれにも該当すること ・「しまね女性の活躍応援企業」登録企業であること ・中小企業事業主であること ・雇用保険適用事業主であること ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（以下「計画」という。）に複数の取組内容が記載されていること	計画に記載された取組みを実施するために必要な経費	300千円 ～ 2,000千円	①小規模企業及び主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業事業主 2/3以内 ②①以外の事業主 1/2以内	交付決定の日から年度末まで
団体支援事業	○次のいずれにも該当すること ・「しまね女性の活躍応援企業」登録団体であること ・「5者以上の民間事業主で構成する団体」にあっては、構成員の2/3以上が中小企業事業主であること	「しまね女性の活躍応援企業」登録申請書類の「県版行動計画」に記載された、働く女性の活躍推進の取組みを実施するために必要な経費		①主たる事務所を中山間地域・離島に有する団体 2/3以内 ②①以外の団体 1/2以内	

◇しまね女性の活躍応援企業とは◇

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、広くPRを行います。

お問い合わせ

島根県環境生活部環境生活総務課 男女共同参画室
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-5636
E-mail kanso@pref.shimane.lg.jp